



松阪市議会議員

松岡つねお

松阪市久保町 1269-1A202

Smile

チーム公明徳和だより “スマイル”



国民守る平和安全法制！ 公明新聞 7月19日より転載

『Q 法整備なぜ必要？』

A 厳しき増す安全保障環境。日米同盟強化で抑止力高める。日本の安全保障環境が大きく変化し、厳しさを増している。日米防衛協力体制の実効性をより一層向上させ、切れ目のない防衛体制を構築しておく必要があり、それにより抑止力が高まり、紛争を未然に防止することができます。

『Q 国際社会への平和貢献を進める理由は？』

A 国民を守る切れ目のない法制を築き、平和貢献にも努力する。それとともに平和外交を尽くしていくことが大切だと思っています。

『Q 審議は十分か？』

A 安保法制の議論は昨年5月に始まり、同年7月の閣議決定、その後の法案作成に至るまで与党で25回の協議を重ねました。衆院に法案が提出されてからは2カ月近く質疑を重ね、審議時間は116時間を超えました。重複した質問が繰り返されるなど主な論点は出尽くし、採決に熟した状況に至ったと考えます。

『Q 国民の理解が不十分との声もありますが？』

A 「なぜ法整備が必要なのか」という議論が少ない印象があり、「国民を守る」という観点からの論議が必要です。参院での審議が始まります。政府には分かりやすい説明に努めてもらいたいし、私たちもあらゆる機会を通じて国民の理解を得られるよう説明責任を果たします。

憲法第9条の下で許容される自衛の措置 新3要件

- ①わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合
- ②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき
- ③必要最小限度の実力を行使

政府が整備する主な法制の全体像

		事態の深刻度		
		低い		高い
日本の安全	米軍等の部隊の武器等防護の実施		そのまま放置すれば、わが国に対する国際の武力攻撃に至るおそれのある事態など、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態に際し、米軍等への後方支援を実施	「自衛の措置」の限界を明確にした新3要件を法制化
	自衛隊法改正		重要影響事態法 (周辺事態法改正)	武力攻撃事態法等改正
国際社会の安全	警備などの業務の拡大。PKO5原則と同じ厳格な条件の下で、非国連統括型の活動への参加		国際社会の平和と安全のために活動を行う外国軍隊への後方支援を実施	X 他国防衛のための集団的自衛権の行使は認めない
	PKO法改正		国際平和支援法	

『Q 憲法違反なのか？』

A 憲法9条の下で武力行使がどこまで許されるかの基準は政府と国会の議論で形成されてきました。政府見解の根幹部分と論理的な整合性を保ちつつ、安保環境が厳しさを増す中で、自衛の措置の限界を突き詰めた結果として定めたのが新3要件です。他国防衛を目的とする集団的自衛権は認めておらず、憲法に適合していると考えますし、内閣法制局もそのように答弁しています。

『Q 政府の恣意的な運用を危惧する声もありますか？』

A 新3要件は法案に明記されており、全てに合致しなければ自衛の措置は発動できません。その際、国会承認の対象となる対処基本方針には第1要件に当たる具体的な事実だけでなく、第2要件の「国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない」理由の明記が義務付けられました。

さらに、実力組織である自衛隊の海外派遣に当たり公明党は、(1)国際法上の正当性の確保(2)国会の関与など民主的統制(3)自衛隊員の安全確保——の3原則を掲げて法案に盛り込むなど、恣意的な運用を防ぐ何重もの厳格な歯止めを掛けました。



◇平成 27 年 7 月 10 日(金)松阪市議会 6 月定例会は、7,186 万 4 千円を減額し、総額 608 億 4,243 万 3 千円とする、平成 27 年度一般会計補正予算等、17 議案を可決し、閉会しました。

「平和安全法制の撤回と少なくとも今国会での早急な議決を行わないことを求める請願」について、賛成 11、反対 13 で不採択となりました！



【ヘイトスピーチ対策の請願書の採択時の画像】

…CATV 録画放送から

松阪市議会 6 月定例会は 7/10(金)に再開し、①「平和安全法制」国会審議に関する請願書、②松阪市議会議員の定数及び議員報酬削減を求める請願書について不採択、③人種差別を扇動するヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める請願書については採択し、その他 6 発議を可決としました。また、平成 27 年度補正予算を含む 17 議案を可決し、閉会しました。

6 月定例議会

◇松阪市議会での松岡つねおの一般質問より…

質問

視覚障害者のみならず、視力が低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられております。誰もが読み書きに困らない社会の構築を目指すべきとして、守秘義務の知識と代読・代筆の技術を備えた支援員の養成が今後必要と考えておりますけれども、お考えは？

答弁

誰もが読み書きに困らない社会の構築というものは重要であるとの認識のもと、実態の把握が大切であり、先進地の事例ももとに研究をしてみたい。

質問

生命、財産を守る点検修繕の路面下空洞化対策へ高速・高精度のドローンスキャナーとよばれる、新たなマイクロ波による空洞化の調査を実施すべきではないか？

答弁

他市における調査の例を参考にさせていただきたいと思っております。道路法の改正もございまして、道路点検、橋梁点検、河川道路以外の路面性状調査など、他の点検項目との兼ね合い、県、他市の調査状況も見きわめながら検討していきたいと考えております。

質問

30 から 39 デシベルの範囲での軽度難聴児を対象とした補聴器購入費用の補助について、どのようなお考えを待っているのか？

答弁

県の助成制度の内容を見てみますと、原則 40 デシベル以上という言葉がついており、その数値だけではなく、補聴器の必要性に応じて、医師の意見も受けて決定するものであり、今後も助成制度の周知をしっかりとまいりたい。

【三重県四日市市の空洞調査の例】

